

I 市民の皆さんへ

<生活環境保全計画とは>

「環境」には「地球温暖化」、「ごみの減量化・リサイクル」、「みどり」、「公害」など様々な課題があります。「習志野市生活環境保全計画」は、その中でも市民の健康にかかわる大気汚染や水質汚濁といった「公害分野」について具体的な目標値を定め、「健康で安心して暮らせる社会づくり」の実現をめざすものです。



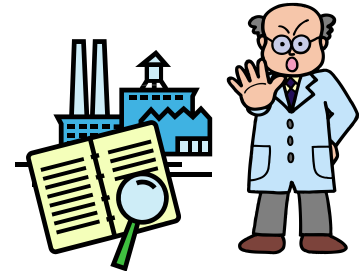
<習志野市の公害問題への取り組みと現状>

習志野市では、早くから公害防止条例（現在は「環境保全条例」）を定め、快適な環境づくりを目指してきました。その取り組みとして大気・水質等の環境監視、また、公害の未然防止に向け、発生源対策として、条例等による厳しい規制を実施してきました。その結果、これまで健康被害が起こるような公害問題は起きていません。

しかし近年、地下水汚染やアスベスト問題が表面化しました。これは、原因となる物質が便利なものとして使われていた当時には規制がなく、その後人体への危険性が確認されたものです。これらは現在法令で規制されていますが、以前の汚染源が残っており、対策を講じているところです。

また、以前に比べ、空気や水はきれいになりましたが、光化学スモッグ注意報は毎年でていますし、東京湾では赤潮が発生しています。そして、その原因が私たちの生活の中にもある事がわかってきました。大気汚染については、マイカーを含めた自動車からの排気ガスや庭先でのごみ燃やし、水質汚濁については、家庭の台所からの油まじりの排水などです。さらに公害苦情相談の内容をみると、工場等に対する苦情もありますが、近隣騒音など私たちの日常生活から起こるものについての苦情も多くあります。これは私たちの中に「公害が無ければいい」から「より快適な生活環境にしたい」という気持ちが生まれていることがあります。

したがって「健康で安心して暮らせる社会」「快適な生活環境」をめざすには、行政による事業活動への監視や規制に加え、私たち市民が生活の中で解決すべき課題があるということになります。市民の皆さんに、日常生活の中で心がけ、ぜひ実践してほしいことを次ページにいくつかあげましたので、ご参加ご協力をお願いします。



大気、水質等の概要については「II 内容別環境状況と取り組み」にまとめました。またさらに詳しい内容については「習志野市生活環境保全計画書」の本編にあり、習志野市ホームページおよび情報公開コーナー、環境保全課窓口にてご覧いただけます。

私たちの心がまえ



～ 快適な生活環境をつくるために ～

快適な生活環境づくりには行政による事業活動への監視や規制だけではなく、市民のみなさん一人ひとりがお互いを考え、環境に配慮した生活や行動を心がけることが大切です。

●○日常生活の中でできる快適な生活環境づくりのための行動○●

★大気保全のために

- ・自動車のエコドライブを心がける
- ・庭先や空き地で焼却は行わない



★きれいな水を維持するために

- ・食品や油をそのまま排水口に流さない
- ・家庭用洗剤の適正な使用、節水の意識



★生活騒音を出さないために

- ・楽器、家庭用機器は使用時間や音量に注意
- ・話し声、足音、ドアの開閉音などは近隣に配慮



★悪臭を発生させないために

- ・汚水を流さない
- ・家庭菜園等の有機肥料の適正な使用



★化学物質による環境汚染を防ぐために

- ・殺虫剤、塗料、接着剤等の適正な使用
- ・環境への負荷の少ない商品を使用する

